

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

第4714号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和51年1月20日 火曜日

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
- 鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
- 林業種苗法による生産事業者の登録証の変更
- 土地改良区の役員就退任
- 海岸保全区域の変更

告 示

鳥取県告示第三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十六号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

- 一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。
- 二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。
- 三 推薦手続

(一) 推薦する者は、推薦書(様式1)を推薦期間内に、所轄労政事務所

名称	所在地	指定年月日
谷口医院	鳥取市南町四二五	昭和五十一年一月十四日
灘尾歯科医院	東伯郡東伯町徳万	"
日井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	"
		六日

を経由して知事に提出すること。

(二) 推薦する者は、労働組合資格審査申請書(様式②)を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和五十一年一月二十日から昭和五十一年一月二十六日まで

様式①

推薦書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

所在地

労働組合の名称

代表者名

②

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年 月日	現住所	労働組合の 名称及び地位	労働者の 名称及び地位	備考

(注) 学歴、職歴、組合歴等を年月日順に記入した履歴書を添付すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長 殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

④

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してください。よろしく下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
 - 2 労働協約
 - 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数(男女別)
 - (4) 組合事務所の上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
- (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第三十七号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定に基づき、中国造林株式会社から生産事業者の登録事項に次のとおり変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

	生産事業者の住所	事業所の所在地
変更前	米子市上福原一、一三二	米子市上福原一、一三二
変更後	米子市上福原一、五九三	米子市上福原一、五九三

鳥取県告示第三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

勝田川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 中井 孝 東伯郡赤碕町大字竹内三六番地

山脇 久太郎 佐崎二七

市原 橙造	勝田一九〇〇
高橋 長一	一八九〇
西尾 武久	西宮一〇〇〇
山根 恭一	六〇五〇
石賀 克己	五三四〇
西村 久松	出上三九七〇
沢田 行光	三四九〇
村上 幸望	竹内三二〇〇
牧田 正毅	五二一〇
入江 政美	宮木三一〇番地一
入江 廣道	一〇七番地
高力 孝治	高岡三七二〇
川上 福光	四七番地一
川上 正秋	二八四番地
監事 山田 時弘	西宮一二番地一
財賀 弘	佐崎一五四番地一
谷本 伊勢雄	竹内五七八番地
高力 和正	高岡三七二〇

昭和五十年十二月三日開催の第一回臨時総会で役員選挙が行われたので、
土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年十二月三日退任

勝田川土地改良区
就任した役員の氏名及び住所

理事 中井 孝 東伯郡赤碓町大字竹内三六六番地

山脇 久太郎	佐崎二七〇
市原 橙造	勝田一九〇〇
高橋 長一	一八九〇
西尾 武久	西宮一〇〇〇
山根 恭一	六〇五〇
石賀 克己	五三四〇
西村 久松	出上三九七〇
村上 幸望	竹内三二〇〇
牧田 正毅	五二一〇
入江 政美	宮木三一〇番地一
入江 廣道	一〇七番地
高力 孝治	高岡三七二〇
川上 福光	四七番地一
川上 正秋	二八四番地
石賀 茂雄	出上一七八番地二
森 進	赤碓一四八三番地一
監事 山田 時弘	西宮一二番地一
財賀 弘	佐崎一五四番地一
谷本 伊勢雄	竹内五七八番地
高力 和正	高岡三七二〇

昭和五十年十二月三日開催の第一回臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年十二月四日就任 任期四年

